

☎ 本庁舎人権推進課 (43 番窓口) ☎ 0857-30-8071 ☎ 0857-20-3945
 ☎ 本庁舎男女共同参画課 (43 番窓口) ☎ 0857-30-8076 ☎ 0857-20-3945

アンコンシャス・バイアスとは？
 アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込み」とも言われ、何かを見たり聞いたりするとき、過去の経験や価値観などから、無意識に「こうだ」と思い込むこと、また、自分では気づいていない偏った見方や考え方のことを言います。誰にでもありうるもので、それ自体が悪いものではなく、人間関係などに悪影響を及ぼすことがあります。

次に挙げるのはアンコンシャス・バイアスとなりうる例です。

- 「親が単身赴任」と聞くと、父親を思い浮かべる
- 「時短勤務」と聞くと、女性を思い浮かべる

アンコンシャス・バイアスもたらす影響
 例えば、「単身赴任といえば普通は父親がするものだ」という思い込みから発した、「母親なのに単身赴任？」という一言が相手を傷つけているかもしれません。また、職場での「女性には(若い人には)この仕事は難しいだろう」という思い込みが、個人の成長を妨げているかもしれません。

☐ 消防士や看護師など職業を聞いて、相手の性別を判断する

☐ 「私には思い込みはない」と思う

自分の思ったことが、実際の相手の状況と合っていない場合もあるため注意が必要です。

大切なのは「気づくこと」と意識すること
 無意識の思い込みに気づかずにいると、人間関係のみならず、個人のキャリア形成にも悪影響を及ぼす可能性があります。

自分自身の思い込みに気づくこと意識する
 アンコンシャス・バイアスは日常にあふれていて、誰にでもありうるものです。まずは、自分にどのようなアンコンシャス・バイアスがあるか意識してみましょう。

決め付けない、押し付けけない
 頭ごなしに決め付けず、目の前にいる相手と向き合うよう、心がけてみましょう。

誰もが尊重される社会に
 アンコンシャス・バイアスに気づくことで、意識が変わり、それにより日常での言動が変わります。一人ひとりの気づきが、お互いを尊重し合える、助け合う社会につながります。

【気をつけたい「決め付け」や「押し付け」】

- 価値観の決め付け、能力の決め付け
 (例) ・子どもが小さいから出張のない部署が良いに違いない
 ・管理職なんて自分には無理だ (自分自身への思い込み)
- 解釈の押し付け、理想の押し付け
 (例) ・「普通は〇〇だ」「たいてい〇〇だ」と言う
 ・男性は家計を支え、女性は家庭を守るべきだ



性別による無意識の思い込みに関する調査研究
 出典：内閣府男女共同参画局

水田活用の直接支払交付金における水張り5年ルール

農業者が主食用米の生産調整を行う際、転換作物を水田に作付けした場合に交付される「水田活用の直接支払交付金」について、その交付対象となる「水田」の要件が国により見直され、具体的に示されました。



☎ 鳥取市農業再生協議会事務局
 本庁舎農政企画課 (46 番窓口) ☎ 0857-30-8304 ☎ 0857-20-3947
 JA 鳥取いなば本店営農企画課 ☎ 0857-32-1142
 ☎ (農林水産省) <https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/220816.html>



水張りについて

水張りは、原則、水稲(主食用米、加工用米、飼料用米、米粉用米、WCS用米、新市場開拓用米)の作付けにより、水張りを行ったと判断します。

ただし、水稲作付けができない場合、次の条件をすべて満たせば水張りを行ったこととします。

- 1 湛水管理を1カ月以上行うこと
- 2 連作障害による収量低下が発生していないこと

※災害復旧事業や農業基盤整備事業などが実施され、水稲作付けが困難な場合は、5年間に一度も水張りが行われていなくても交付対象水田から除外しません。

交付対象水田の見直し内容は……

令和4年以降で、5年間に一度も水稲作付け(水張り)が行われていない農地は、交付金の対象外となります。

例：令和4年～8年の5年間
 ↓ 令和9年から交付金の対象外

令和5年～9年の5年間
 ↓ 令和10年から交付金の対象外

令和6年～10年の5年間
 ↓ 令和11年から交付金の対象外



水稲作付け以外の確認方法

このほか、連作障害が発生していない証明が必要となります。協議会から生育状況の資料を求めることがありますので、生産収量などの記録(連作障害確認表)を保管していただくようお願いいたします。

水張りの確認は届出者の湛水管理台帳の提出によって行います。管理台帳は開始時の写真と、開始日から1カ月以上経過した後の写真(水が張ってあることが分かる写真)を付けて圃場毎に提出してください。

水稲の作付けを行わず、湛水管理を1カ月以上行うことになった場合は、鳥取市農業再生協議会の確認が必要です。水を入れる1週間前までに、鳥取市農業再生協議会に水張り(湛水管理)実施申請書を提出してください。

